

2026年3月17日

報道機関関係各位

安芸高田市総務部総務課長

タイトル	2026年度定期人事異動内示（2026年4月1日発令） 【部課長級】の情報提供について
発表日時	2026年3月17日（火）12：00
場 所	
内 容	2026年度定期人事異動内示 （2026年4月1日発令） 【部課長級】
送信枚数	7枚（送信票除く）
問合せ先	安芸高田市 総務部 総務課 （担当：小野） 電話：0826-42-5611

# 2026年度 定期人事異動内示

(2026年4月1日発令)

【部課長級】

2026年3月17日

安 芸 高 田 市

安芸高田市人事異動及び人事記録に関する規程に定める人事異動の種類のうち、下記に示す異動については、辞令書を電子配信します。発令日以前にグループウェアに掲載された人事異動内示書に基づき所属長から口頭通知を受けた内容が、発令日をもって効力を生じます。

記

1 辞令書を電子配信している発令

- 定期人事異動等において発令件数の多い発令（辞令交付式等において、代表者に交付する場合もある。）

配置換、昇任、兼職、出向、採用（出向採用に限る）、事務従事、併任、昇給等

2 引き続き辞令書が交付される発令

- 発令に際して、書面による内容交付が義務付けられている発令  
降任、戒告、減給、停職、療養、休職、免職、懲戒免職等
- 引き続き人事異動通知書を交付することが適当な発令（公務員としての身分の得失に関する発令等）

採用（出向採用を除く）、任命換、派遣、専従、臨時的任用、育児休業、辞職、退職、失職等

# 2026年4月1日発令定期人事異動内示について

## はじめに

行政組織の効率化と市民の利便性の向上を同時に実現するため、郵便局への行政事務の委託、支所機能の見直し、DXの推進をセットで進め、郵便局に支所で行う行政事務を担っていただく一方で、支所に集落支援員の配置、市民からの相談対応の充実、地域の「抛りどころ（寄りどころ）」の機能を充実させます。併せて、全庁的にDXを推進するための体制を整え、行政事務の効率化を進めるとともに、市民の利便性の向上も進めていきます。

そのために、職員一丸となって、新しいまちづくりを推進していきます。

## 第1 人事異動の基本方針

これからも安心して暮らし続けられる地域であることを目的として、地域の実情を踏まえ、持続可能な行政体制を構築するためには、行政組織のスリム化は避けては通れない課題であり、より効率的な体制を整えます。「誰ひとり置きざりにしない」という理念を重視し、一人一人に寄り添うサービスの提供体制を実現するために、2026年4月1日発令の人事異動については次の項目に重点を置きました。

- (1) 2026年度は、市民の利便性の向上と行政のデジタル化を推進するため、DXを担う組織体制を整え、業務の見直しと改革を進める。
- (2) 人権啓発・多文化共生の推進、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進、こどもに関する業務の集約など組織体制の強化を図る。
- (3) 将来を見据えた職員配置を行い、職員の能力や経験が発揮できる職員配置を行う。
- (4) 組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進する。
- (5) 関係行政機関等と人事交流を行い、連携を深めるとともに職員の資質向上を図る。
- (6) 部局や課ごとの時間外勤務時間数の偏りを解消するため、最適な職員配置を行う。

## 第2 人事異動の基準等

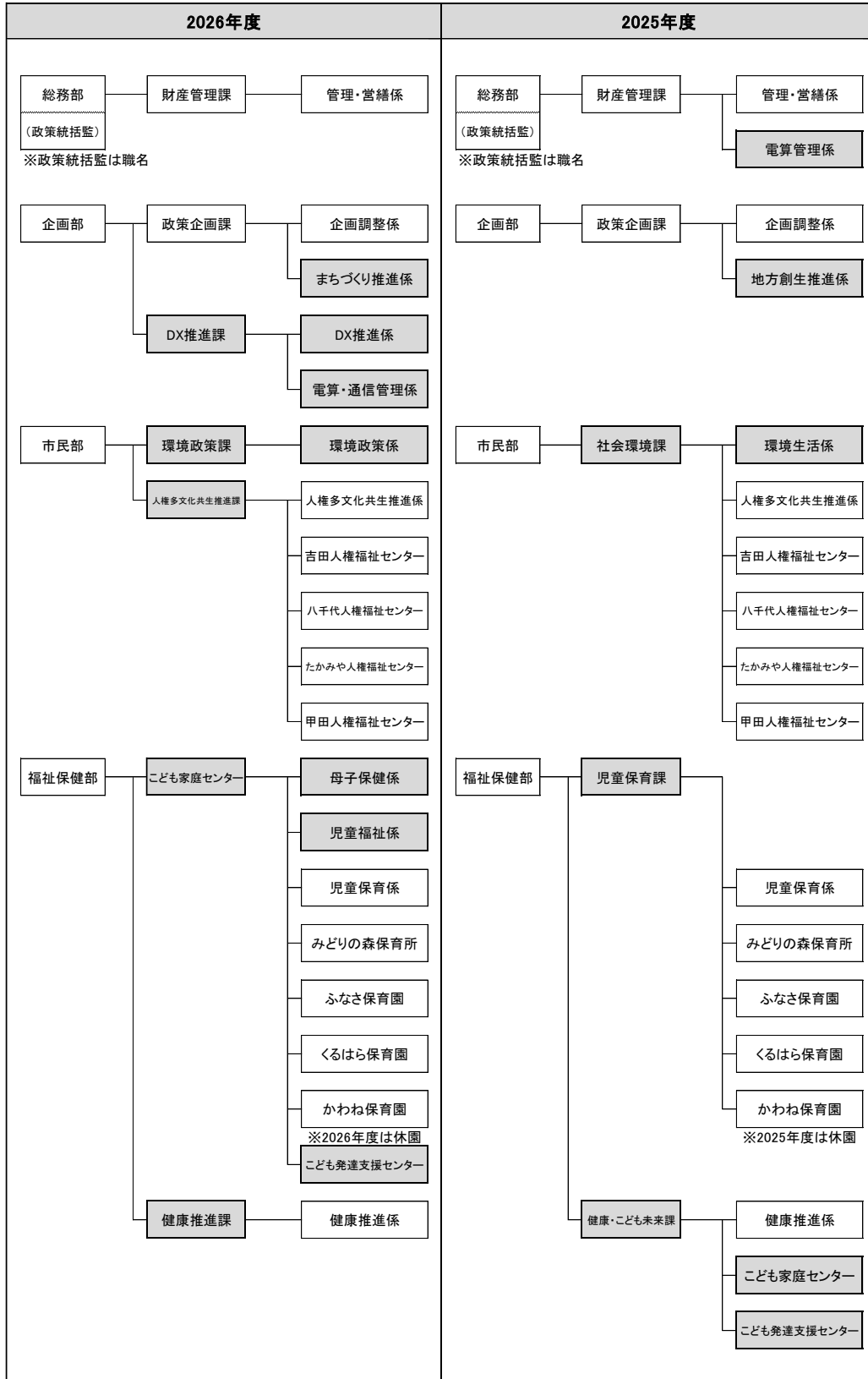
2026年4月1日発令の人事異動は、基本方針に則り、次の項目のとおりとしました。その結果、市全体で異動者数136人（前年度132人、前々年度114人）、異動率39.8%（前年度38.7%、前々年度32.3%）となります。

- (1) 自己申告書の異動希望等については、適材適所の職員配置に活用し、組織の活性化、事務の円滑化を図る。
- (2) 業務上必要な実務経験者を配置するとともに、組織運営のために必要な配置換えを行う。

### 第3 その他

組織体制については、重点施策の推進、体制の充実・強化及び事務事業の効率化のため、次のとおり再編します。

#### 《変更部分のみ抽出》



## 第4 異動内容

### (1) 異動者数

区 分	2026年4月1日			2025年4月1日		
	行政職 (285人)	消防職 (57人)	計 (342人)	行政職 (285人)	消防職 (56人)	計 (341人)
部長級	5人		5人	3人		3人
次長、課長、室長級	12人	2人	14人	14人		14人
主幹級						
課長補佐、係長級	30人	10人	40人	31人	9人	40人
上記以外の職員	62人	15人	77人	58人	17人	75人
計	109人	27人	136人	106人	26人	132人
各職の職員に対する割合	38.2%	47.4%	39.8%	37.2%	46.4%	38.7%

※ 上記の4月1日の職員数は、全職員数から新規採用者及び再任用職員を除いた異動対象者数である。

### (2) 退職者数（割愛派遣者、再任用職員を除く。）

区 分	2025年度末			2024年度末		
	年度末	年度中	計	年度末	年度中	計
行政職 (うち管理職)	7人 (3人)	1人 ( )	8人 (3人)	15人 (3人)	( )	15人 (3人)
消防職 (うち管理職)	1人 ( )	( )	1人 ( )	1人 ( )	( )	1人 ( )
計 (うち管理職)	8人 (3人)	1人 ( )	9人 (3人)	16人 (3人)	( )	16人 (3人)

### (3) 新規採用職員数

区 分	2026年度			2025年度		
	年度初	年度中	計	年度初	年度中	計
行政職	12人		12人	8人		8人
消防職	1人		1人	2人		2人
計	13人		13人	10人		10人

### (4) 再任用職員数

区 分	2026年度			2025年度		
	フルタイム	短時間	計	フルタイム	短時間	計
行政職	4人	11人	15人	7人	6人	13人
消防職		1人	1人		1人	1人
計	4人	12人	16人	7人	7人	14人

### (5) 長期在職者の異動者数及び異動率

区 分	行政職		備考
	人数	割合	
新規採用者及び再任用職員を除く職員数 (a)	285人		
5年以上在職者数 (b)	40人	14.0%	(b)/(a)
上記のうち、異動者数 (c)	15人	37.5%	(c)/(b)
行政職の異動者数 (d)	109人		(1)異動者数より
行政職の異動者に対する割合		13.8%	(c)/(d)

## 2026年4月1日発令定期人事異動内示書

### ≪議会事務局≫

新 配 置	氏 名	現 配 置	備 考
<b>【部長級】</b>			
議会事務局長	井上 和志	福祉保健部長 (兼) 福祉事務所長	
辞 職 (3月31日付)	高藤 誠	議会事務局長	

### ≪市長部局≫

新 配 置	氏 名	現 配 置	備 考
<b>【部長級】</b>			
企画部長	黒田 貢一	企画部政策企画課長	昇任
市民部長	北森 智視	福祉保健部保険医療課長	昇任
福祉保健部長 (兼) 福祉事務所長	高下 正晴	企画部長	
議会事務局へ出向	井上 和志	福祉保健部長 (兼) 福祉事務所長	出向
<b>【課長級】</b>			
企画部財政課長	塚本 真樹	総務部総務課行政係長	昇任
企画部政策企画課長	松田 祐生	産業部商工観光課長	
企画部DX推進課長	大下 幹成	総務部財産管理課電算管理係長	昇任
市民部環境政策課長	安田 勝明	給食センター副所長 (課長補佐級) (兼) 給食係長	昇任
市民部人権多文化共生推進課長 (兼) 吉田人権福祉センター長 (兼) 八千代人権福祉センター長 (兼) たかみや人権福祉センター長	藤井 伸樹	市民部社会環境課長 (兼) 吉田人権福祉センター長 (兼) 八千代人権福祉センター長 (兼) たかみや人権福祉センター長	
福祉保健部こども家庭センター長	佐藤 弘美	福祉保健部児童保育課長	
福祉保健部健康推進課長	深田 京子	福祉保健部健康・こども未来課長	
福祉保健部保険医療課長	大田 文子	福祉保健部保険医療課介護保険係長	昇任
産業部商工観光課長	森竹 和孝	産業部商工観光課観光係長	昇任
甲田支所長	下小城和浩	甲田支所窓口係長	昇任
総務部付 広島県水道広域連合企業団へ派遣	竹内 正樹	総務部付 広島県水道広域連合企業団	派遣
教育委員会事務局へ出向	沖田 伸二	企画部財政課長	出向

≪消防本部≫

新 配 置	新階級	現階級	氏 名	現 配 置	備考
<b>【課長級】</b>					
消防本部警防課長		消防司令	逸見 飛鳥	消防本部予防課長	
消防本部予防課長		消防司令	小笠原祐二	消防本部警防課長	

≪教育委員会事務局≫

新 配 置	氏 名	現 配 置	備考
<b>【部長級】</b>			
教育次長	森岡 和子	教育総務課長 (兼) 給食センター所長	昇任
辞 職 (3月31日付)	柳川 知昭	教育次長	
<b>【課長級】</b>			
教育総務課長 (兼) 給食センター所長	沖田 伸二	企画部財政課長	

≪農業委員会事務局≫

該当なし

≪選挙管理委員会事務局≫

該当なし

≪監査委員事務局、公平委員会及び固定資産評価審査委員会≫

該当なし

## 《本書の見方》

1 本書の作成に当たっては、実際に異動した職員のみならず、異動は伴わないが組織の名称を変更する所属に属する職員及び組織上の地位が本職より下位の兼職を解除する職員についても掲載した。ただし、部課室名の変更のみの場合は、掲載していない。

また、派遣職員については、期間延長であっても掲載した（3月17日時点において、派遣先等の内示が発表されていない職員は除く）。

2 本書の中では兼務等の内容について全てを網羅できないことから、主な兼職の内容を掲載し、その他のもの（例えば、総務部職員等への選挙管理委員会書記の併任など）は、氏名欄に「総務部職員」と表記した。また、係編成後の併任等の内示については、各所属長と総務課長との協議により決定するものとする。

なお、それぞれの表記の意味は次のとおりである。

- (1) 「併任」 他の任命権者に属する職員をその職にあるままで当該機関の職員に任命する場合をいう。
- (2) 「兼職」 一つ又はそれ以上の職にある職員をその職にあるままで更に他の職につける場合をいう。

3 備考欄の記載内容については、以下のとおりとした。

- (1) 「昇任」 昇格を伴う昇任、主査級以下から係長級への異動、係長級から課長級への異動及び課長級から部長級への異動の場合に「昇任」と表記した。消防吏員については、階級昇任についても「昇任」と表記した。
- (2) 「降任」 定年引上げに伴う役職定年等の場合に「降任」と表記した。
- (3) 「派遣」 各機関からの相互派遣・割愛派遣や客員スタッフの受入等について表記した。
- (4) 「採用」 正規職員の新規採用者については、「採用」と表記した。
- (5) 「再任用」 フルタイムの再任用者については、「再任用」と表記した。
- (6) 「短時間再任用」 短時間の再任用者については、「短時間再任用」と表記した。
- (7) 「出向」 他部局への異動の場合に「出向」と表記した。
- (8) 「専従許可」 地方公務員法第55条の2の規定による許可した職員については「専従許可」と表記した。

4 その他

新たに係長に任用される職員については、役職区分の「課長補佐・係長級」に「昇任」として掲載することとした。また、係長から課長補佐への任用については、「昇任」とはしていない。